

米国議会調査局 (Congressional Research Service) の「生成AIと著作権法 (Generative Artificial Intelligence and Copyright Law)」 (2023年5月11日更新) ¹の紹介

2023年7月3日
弁護士 渡邊 明彦

I. はじめに

前回までに、「大規模な多言語データベース及び大規模言語モデル (LLM)」を対象とする BigScience Open RAIL-M License ²と、2022年に公開されたディープラーニング (深層学習) の text-to-imageモデルに適用される Stable Diffusion社 CreativeML OpenRAIL-M License の内容を検討した³。これらのモデルを利用して、ユーザーは、出力される所望の著作物を入手できるが、これらを上記のライセンスは、「出力 (アウトプット)」と呼んでいることも紹介した。

- "Output" means the results of operating a Model as embodied in informational content resulting therefrom.

「出力」とは、モデルから結果として発生する情報コンテンツ内に実現されるところの、モデル運用の成果を意味する。

ユーザーは、テキスト (文章) で内容を指定すれば、Stable Diffusion社のようなモデルが、画像を生成してくれて、ユーザーはそれを取ることができるサービスを受けられるのである。

そして、その際には、これらの出力の著作物性、権利の帰属が問題として現れ、その根源に、人間以外のAIの創作物というものが認められるのか、つまり著作権法のもとの保護を受けられるのかが争われることも紹介した。

¹ <https://crsreports.congress.gov/product/pdf/LSB/LSB10922>

² <https://www.linkedin.com/pulse/bigscience-open-rail-m-license-を読んでみよう-akihiko-watanabe/>

³ <https://www.linkedin.com/pulse/stable-diffusionのcreativeml-openrail-m-licenseの構造分析-akihiko-watanabe/?originalSubdomain=jp>

生成AIの登場と発展とともに、「出力（アウトプット）」の著作物性、知的財産権の権利の帰属の問題は、各国で意識されるとともに、立法的な対応の必要性も意識されるようになってきている。わが国では、令和5年度著作権セミナー「AIと著作権」<https://www.youtube.com/watch?v=eYkwTKfxyGY>、「AIと著作権の関係等について」https://www8.cao.go.jp/cstp/ai/ai_team/3kai/shiryu.pdfにこれからの問題の整理の必要性が提示されている。⁴

このような状況の中で、米国議会調査局 (Congressional Research Service) が公表した「生成AIと著作権法 (Generative Artificial Intelligence and Copyright Law)」 (2023年5月11日更新) は、text-to-imageを主な対象としているものの、現時点までの論点の整理に有益であるので、本記事において紹介したい。⁵

II. 内容紹介

A. 現状

人工知能 (AI) における最近のイノベーションは、著作者性、権利侵害、そしてフェアユースのような著作権法の原則が、AIによって作成され又は利用されるコンテンツにいかに関適用されるかについての新たな問題を提起している。いわゆる「生成AI」コンピュータプログラム⁶—ちょうど、OpenAI社のDALL-E 2及びChatGPTプログラム、Stability AIのStable Diffusionプログラム、そしてMidjourneyのセルフタイトルドプログラム—は、新たな画像、テキスト、そしてその他のコンテンツ (又は「出力」) を、ユーザーのテキストによるプロンプト (又は「入力」) に反応して生成

⁴ 「AIによる生成物は「著作物」にあたるか? 文化庁が「AIと著作権」セミナー映像と資料を公開 - INTERNET Watch」 <https://internet.watch.impress.co.jp/docs/news/1512156.html>

⁵ 原著の著作権のDisclaimer

This document was prepared by the Congressional Research Service (CRS). CRS serves as nonpartisan shared staff to congressional committees and Members of Congress. It operates solely at the behest of and under the direction of Congress. Information in a CRS Report should not be relied upon for purposes other than public understanding of information that has been provided by CRS to Members of Congress in connection with CRS's institutional role.

CRS Reports, as a work of the United States Government, are not subject to copyright protection in the United States. Any CRS Report may be reproduced and distributed in its entirety without permission from CRS.

However, as a CRS Report may include copyrighted images or material from a third party, you may need to obtain the permission of the copyright holder if you wish to copy or otherwise use copyrighted material.

著作者は、Christopher T. Zirpoli Legislative Attorney である。なお、本文中のリンクのすべてを保存していない。

⁶ この「コンピュータプログラム」という用語は、Open RAIL-M Licenseの「モデル」に対応するものであるが、AIを「コンピュータプログラム」と把握することには、疑問があろう。

することができる。これらの生成AIプログラムは、一部は生成AIプログラムを、書き物、写真、絵画、そしてその他のアートワークのような既存の大量な著作物に曝露することによって、訓練される。このLegal Sidebar（立法内部資料）は、生成AIプログラムの出力が、著作権上の保護を受ける資格があるのかの点を、またこれらのプログラムをどのように訓練し及び利用すれば、第三者の著作物の著作権を侵害することになるのかの点について、裁判所及び米国著作権局が直面しはじめて問題を解明するものである。

B. 生成AIによって作成された著作物の著作権

生成AIプログラムの利用の普及は、AIのユーザー、AIのプログラマー、そしてAIプログラムそのものすべてが、AIによって作成される著作物の製作に役割を果たしていることを前提に、これらのプログラムを使用して作成されるコンテンツに対する著作権を、仮に誰かがもつとして、誰かもつのかという疑問を提起している。

a. AI出力は著作権の保護を享受するのか？

DALL-Eにより作成される画像又は texts created by ChatGPTにより作成されるテキストのような— AI出力に対して著作権保護を与えることができるか否かの問題は、少なくとも一部は、「著作者性 (authorship)」という概念に依存しているようである。米国連邦憲法は、連邦議会に対して「著作者に対しその．．．著作物に対する排他的な権利を制限された期間保障する」権限を与えている。この権限にもとづき、[米国著作権法](#)は、「著作者の創造的な作品」に対して著作権による保護を与えている。米国連邦憲法及び米国著作権法も誰が（又は何が）「著作者」になれるかを明示的には定義していないが、米国著作権局は、「人間が創作した作品」についてのみ著作権を[承認している](#)。裁判所は、同様に、著作権による保護を人間でない著作者にまで著作権による保護を拡げることが拒んでいる。例えば、連邦控訴裁判所は、様々な事件において、「一連の写真を撮影したサルは、米国著作権法の下での当事者能力を欠くこと、[天上の存在](#)からインスピレーションを受けたと称する書籍を著作権の対象とするためには、人間の何らかの創造性が必要であること、そして人間の著作者を欠くために[植物の庭園](#)は著作権による保護対象となることはできないと判示している。

最近のある訴訟は、AIによって「創作」されたと称する作品の文脈で、人間の著作者の要件を攻撃している。2022年6月、Stephen Thalerは、Creativity Machineと称するAIアルゴリズムによって創作されたと彼が主張するビジュアル・アートワークの著作権登録⁷を拒絶した米国著作権局を[訴えた](#)。Thaler博士は、その絵画は「機械により自動的に」作成されたと[主張しており](#)、そして同博士は、人間の著作者は米国著作権法によって要求されないと主張している。この訴訟は、係属中で

⁷ 米国は著作権登録制度を採用している。

ある。

著作権で保護できる著作物には人間の著作者を必要とすることを前提とすると、人間が生成AIを利用して作品を制作した場合には、当該創作プロセスへの人間の関与の性質にもよるが、著作権保護を受ける資格がありうると主張できるかもしれない。しかしながら、最近の[著作権登録手続](#)及びその後の[著作権登録ガイドンス](#)は、単純なテキストのプロンプトに回答してAIプログラムが作品を生成した場合に、米国著作権局が、必要な人間による著作行為を認定することはありそうにないことを示している。2022年9月に、Kris Kashtanovaは、テキスト入力に回答してMidjourneyにより生成された画像イラストレーション付きのグラフィック小説について著作権を登録した。10月には、米国著作権局は、Kashtanovaが、AIを使用したことを開示しなかったことに注目して、取消手続を開始した。Kashtanovaは、Thaler博士が登録しようとした画像とこのプロセスを対照させて、「創造的で、イタレーティブなプロセス」により画像を創作したと主張する[反論を行った](#)。しかしながら、2023年2月21日に、米国著作権局は、Kashtanovaではなく、Midjourneyが当該「ビジュアル作品」を制作したと認定して、当該画像は著作権保護の対象とならないと[決定した](#)。この決定を下すに当たって、米国著作権局は3月にガイドンスを発表したが、そこで、AIが「その出力の表現的な要素を決定しているときは、生成された作品は人間が著作した製品ではない」と[s述べている](#)（したがって、著作権保護の対象とならない）。

[いく人かの論者](#)は、AIプログラムは、著作権により保護された作品を制作するために人類がこれまで使用してきた他のツールと同類のものであると主張して、少なくともいくつかのAIにより生成された作品は、著作権による保護を受けるべきであると主張している。例えば、合衆国連邦最高裁判所は、1884年の判例 *Burrow-Giles Lithographic Co. v. Sarony* 以来、写真は、構成、配置、そして明暗のような創造的要素に関する意思決定を写真家が行う場合は、著作権による保護を求める資格を有すると判示している。生成AIプログラムは、Kashtanovaが[主張していたように](#)、人間の著作者が著作権により保護される著作物を制作するため使用できる、カメラに似たもう一つのツールと見なしようと。

その他の[論者](#)と米国著作権局は、写真のアナロジーを否定して、そして単なるツールと見なすために、AIのユーザーがAIに対して創造的な制御を行使したかを問うている。Kashtanova事件で、米国著作権局は、「Kashtanovaが所望する [その] 画像に到達するために制御及び誘導されるツールでなく、Midjourneyは予見できない方法で画像を生成している」と[理由付けている](#)。米国著作権局は、むしろ、AIのユーザーを、何らかのものを制作させるために「アーティストを雇う、一般的指示しかしらないクライアント」に[対比した](#)。米国著作権局の2023年3月のガイドンスは、同様に、「ユーザーは、[現在の生成AI] システムに対して、いかにプロンプトを解釈するか、そして作品を生成させるかについて、ユーザーは究極的な創造的制御を行使していない」と[主張している](#)」。他方で、Kashtanova側の弁護士の一人は、ある種の写真とかビジュアル・アートは、一定程度の偶然性を組み込んでいることに注目して、米国著作権法は、かかる厳格な創造的制御

を要求していないと論じている。

いくつかの論者は、米国著作権法の著作権の保護を受ける「作品」と著作権の保護を受けない「アイデア」との区別は、著作権によりAI生成作品を保護すべきで無いもう一つの理由を提供すると主張する。ある一名の法学教授は、例えば「浜辺でお茶会を開いているハリネズミ」の絵を描くようDALL-Eに求めるようにAIプログラムにテキストのプロンプトを入力する人間のユーザーは、最終的な制作物に対する「単なるアイデアを提供しているに過ぎない」ことを示唆している。この主張に沿えば、出力の画像は人間の著作者を欠き、したがって著作権による保護を受けられない。

現時点までの米国著作権局の処分は、AIで生成された作品について著作権による保護を受けることは困難となることを指し示している一方で、この問題は決着がついていない。著作物の登録申請者は、登録を拒絶した米国著作権局の最終処分の決定に異議を唱えて、米国連邦地方裁判所に訴訟を提起して（ちょうど、Thaler博士がそうしたように）、AIにより生成された作品が著作権の保護を受けられるか否かに関して、連邦裁判所がどのような判断を示すかを見守らなければならない。米国著作権局は、裁判所が、米国著作権局の経験と専門的知識をときとして尊重する一方で、裁判所は米国著作権局の米国著作権法の解釈を必ずしも採用するわけではないことも注意を喚起している。さらに、米国著作権局のガイダンスは、作品に対する「十分に創造的な」人間によるアレンジメントや変更のような、一定の状況のもとでは、AIにより生成された作品を「含む」作品が、著作権による保護を受けられることがあることを承認している。

b. 生成AIの出力に対する著作権は誰が保有するのか？

いくつかのAIにより作成された著作物が著作権による保護を受ける資格があることを前提とすると、誰がその著作権を保有するのであろうか？一般的には、米国著作権法は、「著作物の著作者一名または複数名に当初」の権利を帰属させている。しかしながら、現在に至るまで、AIにより生成された著作権を承認する裁判所又は米国著作権局の決定が無いことを前提とすると、これらの著作物の「著作者一名又は複数名」とは誰となるかを特定できるような明確な規則は生み出されていない。写真の例え話に戻ると、AIの作成者はカメラメーカーに例えることができ、特定の著作物の作成を命じる、AIのユーザーは、特定の画像を撮影するためのカメラを使用する撮影者に例えることができるかもしれない。この見解では、AIのユーザーは著作者と考えられ、そして、したがって、当初の著作権者をなるかもしれない。他方で、AIのコーディングと訓練に関わる創造的な選択は、AIの作成者に、カメラのメーカーよりもより強力な、なんらかの方式の著作者性を主張する根拠を与えるかもしれない。

AIの出力の当初の著作権者が誰であるかにかかわらず、AIソフトウェアを提供する会社は、同会社のサービス規定のような契約によって、同社とそのユーザーとの間で、それぞれの権利の帰属

を配分することができよう。例えば、OpenAI社の現在の[利用規約](#)は、あらゆる著作権をユーザーに譲渡しているように見える。「OpenAI社は、ここに、ユーザーに対して、出力についての及び対するあらゆる権利、権原及び権益を譲渡する。」対照的に、同利用規約の旧版では、OpenAI社にかかる権利を与える体裁となっていた。いずれにせよ、OpenAI社は、かかる規定無しに、誰に著作権が帰属するののかに対処するものではないように見える。ある学者が[コメント](#)しているように、OpenAI社は、「契約によって著作権上の問題を回避」しているように見える。

C. 生成AIによる著作権侵害

生成AIは、また著作権侵害に関する問題も提起している。論者によれば、そして裁判所は、AIを訓練するために既存の著作物のコピーを作成し、または既存の著作物に類似する出力を生成することによって、生成AIプログラムが既存の著作物の著作権を侵害することがあるかを取り上げ始めている。

a. AIの訓練プロセスが他人の著作物の著作権を侵害することがあるか？

AIシステムは、プログラムを大量のデータに曝露することにより、インターネットで取得されるテキスト及び画像のような既存の著作物から構成される、文学的、視覚的、そしてその他の芸術的著作物を制作するために「訓練」される。この訓練プロセスは、既存の著作物のデジタルコピーの作成にかかわることがあり、著作権侵害のリスクを伴う。米国特許商標庁が解説しているとおり、このプロセスは、「著作物全体またはそれらの多大な一部の複製に、ほとんど定義上当然にかかわることになる」。例えば、OpenAI社は、そのプログラムが「著作権により保護された著作物を含む、大規模で、公開されているデータセット」で訓練されること、そしてこのプログラムが「必然的に分析対象のデータの複製を先ず作成することにかかわることを承認している」。

かかる複製の作成は、様々な著作権者の明示的又は黙示的な許可が無い場合には、それらの著作物の複製を作成することを[禁止する著作権者の権利](#)を侵害する可能性がある。

AI企業は、それらの行っている訓練プロセスはフェアユースを構成し、したがって、権利を侵害していないと主張するかもしれない。複製行為がフェアユースとみなされるか否かは、米国法典集第17巻第107条にもとづく[制定法上の要件](#)に依存する。

1. そのしようが営利的な性質のものであるか、又は非営利の教育目的であるかを含む、かかる使用の目的及び性格、
2. 著作権により保護される著作物の性質、
3. 著作権により保護された著作物全体に対する使用された部分の量及び重要性、及び
4. 著作権により保護された著作物の潜在的な市場又は価値に対する使用の影響。

利害関係者のいく人かは、AIプログラムを訓練するための著作権により保護された著作物の使用は、これらの要件にもとづくフェアユースを見なされるべきであると主張する。第1の要件に関しては、OpenAI社は、その目的が「表現的 (expressive)」と対立する意味での「変容的 (transformative)」なものであると主張する。なぜなら、訓練プロセスは「有用な生成AIシステム」を作成するものであるから。OpenAI社は、また、第3の要件は、複製が一般公衆に提供されるものではなく、プログラムを訓練するためにのみ使用されることから、フェアユースであることを支持すると論ずる。この議論を支持する根拠として、OpenAI社は、*The Authors Guild, Inc. v. Google, Inc.* 事件⁸を引用する。この事件において、米国第二巡回区連邦控訴裁判所は、書籍の抜粋を表示する検索可能なデータベースを作成するために、Googleが書籍全体を複製したことはフェアユースを構成すると判示した。

フェアユースの第3の要件に関しては、いくつかの生成AIアプリケーションは、著作権により保護された著作物上でAIプログラムを訓練することを許せば、元来の著作物と競合する著作物を、生成AIアプリケーションに生成させることを許してしまうという懸念を生じさせた。例えば、あるAIによって生成された「Heart on My Sleeve」と呼ばれる歌曲は、アーティストDrakeとThe Weekndの楽曲に似た曲を奏でるように制作されており、様々なストリーミング配信サービスから削除される前の2023年4月には何百万回も再生されていた。Universal Music Groupは、両アーティストの著作物を取り扱っていたが、AI企業は、これらのアーティストの楽曲を訓練データで利用することにより著作権法に違反したと主張している。

これらの議論は、AIの訓練プロセスによってそれらの人々の著作権が侵害されたと主張して、原告として複数の訴訟を最近提起していることから、近々、裁判所の判断を仰ぐことになるだろう。2023年1月13日、複数の原告が、MidjourneyとStable Diffusionを含め、AI画像プログラムの訓練によりその著作権が侵害されたと主張するとともに、他の類似する潜在的な原告をも原告とするクラスアクション訴訟を提起した。⁹このクラスアクション訴訟では、被告等は、「許可無しに著作権により保護された数百万の画像の複製をダウンロードし又はその他のかたちで取得し」、「訓練画像」として利用し、アーティストの同意無しにそれらの画像の複製を作成しそして保存したと主張している。¹⁰同様に、2023年2月3日には、Getty Images社は、「Stability AI社は、そのStable Diffusionモデルを訓練するために、. . . Getty Images社のウェブサイトから著作権により保護された少なくとも1200万件の画像を複製した」と主張する訴訟を提起した。¹¹「両訴訟とも、Stable Diffusionは商用製品であると主張して、第1のフェアユースの要件の充足性を争い、また同プロ

⁸https://scholar.google.com/scholar_case?case=2220742578695593916&q=authors+guild+v+google&hl=en&as_sdt=20006

⁹ <https://stablediffusionlitigation.com/pdf/00201/1-1-stable-diffusion-complaint.pdf>

¹⁰ <https://stablediffusionlitigation.com/pdf/00201/1-1-stable-diffusion-complaint.pdf#page=3>

¹¹ https://copyrightlately.com/pdfviewer/getty-images-v-stability-ai-complaint/?auto_viewer=true#page=&zoom=auto&pagemode=non

グラムが元来の著作物の市場を毀損していることから、フェアユースの第4の要件の適合性を争って、フェアユースとして認定される性格付けを争っているように見える。

b. AI出力は他人の著作物の著作権を侵害することがあるか？

AIプログラムは、また、既存の著作物に類似する出力を生成することによって、著作権を侵害するかもしれない。米国の判例法では、著作権者は、AIプログラムが、(1) 著作権者の著作物にアクセスしたこと且つ(2) 「本質的に類似する」出力を制作した場合には、かかる出力がその著作権を侵害していると立証できる可能性がある。

先ず、著作権の侵害を証明するためには、原告は、侵害者が元来の著作物を「**実際に複製したこと**」を証明しなければならない。これは、ときには、侵害者が「**著作物にアクセスした**」という状況証拠によって証明される。AI出力については、アクセスの有無は、AIプログラムが元来の著作物を使って訓練されたという証拠によって証明できるかもしれない。例えば、元来の著作物が、AIプログラムを訓練するためダウンロードされていたり又は「スクレイプ」される、公開されているアクセス可能なインターネットサイトの一部であったかもしれない。

第二に、侵害を立証するためには、原告は、新たな著作物が元来の著作物と「**本質的¹²に類似する**」ことを証明しなければならない。本質的類似性テストは、定義するのが困難であり、米国裁判所ごとに異なっている。裁判所は、このテストでは、例えば、その著作物には「**本質的に類似する全体的なコンセプト及びフィール**」があったとか、又は「**全体的なルック・アンド・フィール**」があったとか、又は「**通常の合理的な人**であったなら二つの著作物を区別することができなかったであろう」ことを要求するものとして様々に説明してきた。代表的な判例では、また、原告の著作物全体との関係で、この決定は、複製された部分の「**質的及び量的な重要性**」の両者を考慮して行われると述べられている。AI生成出力については、伝統的な著作物に劣らず、1pの「本質的類似性」分析は、裁判所にAI出力と元来の著作物との間のこの種の比較を行うよう求めていることがある。

生成AIプログラムが、その出力で既存の著作物を複製している程度を因るに当たっては、大きな見解の不一致がある。OpenAI社は、「十分に構築されたAIシステムは、訓練用のコーパスの何らかの特定の著作物からのデータを、何らかの些末で無い部分について、変更せずに再生することは、一般的に無い」と**主張する**。かくして、OpenAI社は、「侵害は稀な偶発的な帰結」であると**述べている**。対照的に、Getty Images社は、訴訟において、「Stable Diffusion社が、Getty Images社のものに高度に類似する及びその二次的著作物である画像を、度々作成している」と**主張している**。ある調査は、Stable Diffusionの作成した少数の画像（2%未満）において「多大な量の複製行

¹² “substantially”は、米国著作権法の翻訳では、多くの場合「実質的」と訳されている。

為」があったことを認めている。さらに、Stable Diffusion社に対する他のクラスアクション訴訟では、あらゆるStable Diffusionの出力は、「著作権により保護された画像の複製を．．．組み合わせ専ら生成されている」と主張して、Stable Diffusionの出力は潜在的に権利を侵害していると主張しているように見える。

2種類のAI出力が、特別の懸念を提起しているようである。第一に、いくつかのAIプログラムが、既存の架空のキャラクターに係わる作品を作成する際に利用されていることがある。これらの作品は、キャラクターが、それ自体として及びそれ自体が、**ときとして著作権保護の享受対象**である限り、著作権侵害のリスクを高めることになる。第二に、いくつかのAIプログラムは、特定のアーティスト又は文学作品のスタイルで作成するために利用されることがある。

これらの出力は、著作権法が、あるアーティストの全体的なスタイルではなく、特定の著作物を複製することを、**一般的には**禁じていることから、必ずしも権利侵害とはならない。例えば、AI生成歌曲である「Heart on My Sleeve」に関して、ある論者は、いくつかの州のパブリシティ保護法上の問題を生じさせるかもしれないが、その歌曲が「個別の既存の作品」（例：Drakeの特定の歌曲の歌詞又はメロディー）をコピーしていない限り、Drake又は他のアーティストの声を真似ても、著作権法に違反しないように思われるとの見解を述べている。それにもかかわらず、いく人かのアーティストは、生成AIプログラムが、彼らのスタイルをコピーする作品を大量生産できる特別な能力を有していることを懸念している。例えば、Stable Diffusion社に対するクラスアクション訴訟において、原告等は、人間のアーティストで他のアーティストのスタイルを真似ることができる人はほとんどいない一方で、「AI画像製品が他のアーティストのスタイルを容易に文字どおり真似る」と**主張**している。

最後に残る問題は、生成AIの出力が、既存の著作物の著作権を侵害した場合に、誰が責任を負うのか（又は負うべきなのか）という問題である。現時点での学説は、AIのユーザーとAI会社の両者が責任を負わされる可能性があるというものである。例えば、ユーザーは、侵害について直接に責任を負う一方で、AI会社は、被告には「侵害行為を監督する権利と能力」があり且つ「かかる行為から直接の金銭的な利益」を上げていた場合に、その被告に適用される「**代位侵害責任**」の法理にもとづき、責任を問われる可能性がある。例えば、Stable Diffusion社に対するクラスアクション訴訟では、被告のAI会社は著作権侵害について代位責任を負うと**主張**されている。AIプログラムの問題を複雑化している一つの要因は、ユーザーのプロンプトに対応してコピーされた著作物をユーザーは意識していない可能性があること—又はアクセスしていないこと—である。現在の法理論では、これは、ユーザーに著作権侵害の責任をせられるか否かを分析するにあたっての困難な問題を提起している。

H. Considerations for Congress

米国連邦議会は、生成AIによって提起された著作権法上の問題のいくつかは、米国著作権法又はその他の立法の改正を要求するのではないかを考察することを望むかもしれない。米国連邦議会は、例えば、AI生成作品が著作権法により保護可能か否か、誰がかかる著作物の著作者と考えられるべきか、又は生成AIプログラムの訓練プロセスは、どんなときにフェアユースと見なされるかを明確化する立法を考慮したいと望むかもしれない。

裁判所と米国著作権局には、これらの争点に対処するための機会がほとんど無かったことを前提とすると、米国連邦議会は、暫時傍観するアプローチを採用したいと望むかもしれない、裁判所が生成AIに関わる事案を取り扱う経験を積むにつれて、裁判所は、裁判所の法廷意見を通じて、この分野におけるより優れたガイダンスと予見可能性を提供できるようになるかもしれない。上記に要約したような、この分野における初期の事件の帰結に基づくと、米国連邦議会は、立法措置が必要な田舎を再度評価し直すかもしれない。